

9 環境保全対策利子補給制度

大阪市では昭和42年3月から中小企業が公害防止設備の設置や改善に要する資金を金融機関から低利で融資を受けられるようあっせん（環境保全設備資金融資制度）してきましたが、平成19年9月28日に新規融資の受付を終了しました。

融資に代わる新しい制度として、平成19年10月1日から金融機関等から資金を借り入れて公害対策等を行う中小事業者を対象に利子補給を行う「環境保全対策利子補給制度」を開始しました。

利子補給の対象事業は、大気汚染・騒音振動・水質汚濁・悪臭・産業廃棄物対策にかかる公害防止設備の導入、工場移転、土壌汚染対策、アスベスト除去等工事、最新規制適合車への買い替えとしています。

利子補給率は、借入金にかかる利子のうち1.5%を超える利子について0.8%を上限として補給しています。

融資実績（S42～H19）

（金額単位：千円）

| | 騒音振動 | 汚水 | 悪臭 | ばい煙 | 粉じん | 低公害自動車 | 合計 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 件数 | 670 | 914 | 206 | 351 | 300 | 154 | 2,595 |
| 融資金額 | 7,692,670 | 6,880,220 | 1,842,800 | 3,316,200 | 1,625,970 | 1,071,270 | 22,429,130 |

環境保全対策利子補給実績（H19～）

| | 汚水 |
|--------|---------|
| 件数 | 1 |
| 利子補給金額 | 20,940円 |